

## 返還猶予の範囲

### 1 「その他やむを得ない理由」の範囲

貸与者が次のアからケのいずれかの区分に該当する場合とする。

ア 申請日現在、進学準備中の場合（予備校在籍、自宅浪人等）、並びに各種学校等条例第10条第1号に含まれない学校種別（海外留学の場合を含む。）に在籍している場合で、かつ、未就労の場合（自営、アルバイト、パート等（以下「自営等」という。）従事の場合は未就労としない。）

イ 申請日現在、傷病の場合

ウ 申請日現在、就労しており、自身が出産予定日の6週間前（双子以上の場合、14週間前）から出産日後1年以内の場合

エ 申請日の属する年度に、法令又は勤務先の規程等による育児休業又は介護休業を取得している場合（取得を終えているものを含む。）。ただし、三月以上連続して取得する（した）ものに限る。

オ 就業していた者（自営等を含む。）が、失業、解雇、倒産等自己の責によらない事情により申請日現在無就業となっている場合、又は出産を機に自主退職をしている場合。ただし、いずれの場合にあっても、申請は、無就業となつてから1年以内に限る。

カ 申請日現在、就業している者（自営等を含む。）で、申請日の属する年の年間収入金額が別表第1に定める年間収入基準額以下の見込みである場合

キ 申請日現在、生活保護を受けている場合

ク 申請日現在、上記ア又はオ以外の無職又は未就労の場合で、求職中の場合。ただし、当該区分については、2年間連続して申請することはできないものとする。

ケ その他、真にやむを得ない理由と認められる場合

### 2 「困難であると認められるとき」の範囲

貸与者が当該債務の全部又は一部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

#### 別表 年間収入基準額

適用年度	年間収入基準額
令和3年度	300万円

なお、別表の基準額については毎年度見直しをした上で設定します。

#### ※ 年間収入基準額と比較する「年間収入金額」に係る注意

- ① 事業分は、所得を「収入」として取り扱うものとする。
- ② 非課税収入（所得）は、「収入」に含めないものとする。